

第3回 長岡地域合併協議会

会 議 録

第3回長岡地域合併協議会会議録

1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成16年4月13日(火) 午後3時
- ・場 所 長岡グランドホテル

2 会議出席委員の氏名

森 民夫	樋山 桑男	大野 勉	遠藤鐵四郎
長島 忠美	大橋 義治	二澤 和夫	佐々木保男
熊倉 幸男	米持 昭次	坂牧宇一郎	五十嵐 徹
小熊 正志	大地 正幸	五十嵐亮一	今泉 實
石坂 敏雄	伊佐 文也	大桃 健三	小方 保
関 正史	高野 哲四	野田 幹男	田村 巖
朝日 由香	池田 守明	高森 精二	小林 民雄
佐藤眞知子	大矢 治雄	小池 進	高野 徳義
川上 孫一	池島 寛	中村 満	岡田 伸夫
豊口 協	鈴木 隆三		

以上 38名

(欠席委員の氏名)

樋口 章一

以上 1名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

事務局（北谷）

委員の皆様には、お忙しいところお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。ただいまから第3回長岡地域合併協議会を開催させていただきます。

私、事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

本日も大変皆様方からご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。ちょうど桜の季節でございます。悠久山の桜がちょうど満開だと思いますので、協議会が終わりましたら、もしお暇があればぜひお出かけいただければというふうに思います。

さて、協議の中身につきまして、本日協議事項で第28号、目次でございます地域自治の取扱いについてということで、地域自治の内容につきましてご提案をさせていただく予定になっております。ただし、今回はたたき台として提案をさせていただきますので、また本日この地域自治の内容について、この協議会で決定はいたしません。また持ち帰っていただきまして、いろいろ次回にご意見をいただきまして、回を重ねまして長岡方式の地域自治というものを完成させたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、制度調整が議案第29号の各種事務事業の取扱いについて分厚い資料を事前に配付させていただいております。大変分厚いために、目を通されるのは大変だったのではないかとと思いますが、これからのこの事務事業の調整、制度調整につきましては、毎回この程度の分量出てまいります。それだけ数が多いわけですが、一応どんな細かいものでもこの協議会で議決をしなければいけないわけで、必ずこれを省略するわけにはまいりません。今後ともこうした資料が出てまいります、大変重要な問題でもございますので、事前に配らせていただきました資料には目を通していただきまして、この協議会場ですべて説明するのはかなり難しゅうございます。協議会ではポイントの説明に限らせていただきまして、順次決めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いを申し上げたいと思います。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

事務局（北谷）

ありがとうございました。

本日の会議の欠席は、小国町の樋口委員お一人でございます。したがって、過半数以上のご出席でございますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料のご確認をお願いいたします。

事前配付資料としてお配りしているものでございますが、次第、第3回会議資料報告編、議案編、そしてA3横長の別冊資料をお配りしてございます。

資料は以上でございます。

それでは、この後の進行につきましては、会長よりお願いいたします。

議長（森 民夫）

それでは、早速ではございますが、これより議事に入りたいと思います。

まず、報告事項の報告第10号 長岡地域合併協議会委員等の変更について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、お手元に今日お持ちいただいております長岡地域合併協議会第3回会議資料のうち、報告編をお出しく下さい。報告編を1枚おめくりいただきますと、1ページでございます。報告第10号長岡地域合併協議会委員等の変更についてご報告をいたします。

最初に、協議会の委員で新しくかわられた方をご紹介いたしますので、お手数ですが、その場でご起立をお願いいたします。

岡田委員でございます。ありがとうございました。岡田委員におかれましては、4月1日付の県の市町村合併支援課長にご就任されたことにより、今回委員に新たをお願いをしたものでございます。

次に、新市建設計画策定小委員会委員の変更でございます。同じく4月1日付で県の長岡地域振興局長に阿部様にご就任されたことにより、新たに変更をさせていただくものでございます。

最後でございますが、幹事のお二人につきましても、それぞれの町村の4月1日付人事異動により変更するものでございます。

以上の変更を名簿としてまとめましたものが、おめくりいただきまして、3ページ、協議会委員の名簿でございます。4ページ、建設計画策定小委員会の委員の名簿でございます。そして、5ページ、幹事会の名簿でございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

協議会委員並びに小委員会委員のいずれも県からご協力いただいております合併支援課長さんと地域振興局長さんが人事異動に伴っておかわりになられたものでございます。ぜひこれからも一層この長岡地域の合併協議にご支援をいただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次に移りたいと思います。

規程の一部改正につきまして、報告第11号と12号を一括して事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、7ページでございます。報告第11号 長岡地域合併協議会幹事会規程の一部改正について報告をいたします。恐縮でございます。2枚おめくりいただきまして、10ページに幹事会規程の一部を改正する規程の新旧対照表、いわゆる改正部分を抜粋したものがございます。今ほどの報告第10号でもご説明しましたとおり、三島町、山古志村の今回組織変更に伴い、幹事となる者の職を変更する必要が生じました。したがって、所要の改正をするものでございます。それぞれ今まで総務課長が合併の

担当の課長をしておったわけですが、改正後、企画課長が合併担当課長ということになりましたので、幹事会の規程を改正するものでございます。

なお、改正後の幹事会規程は、次の11ページ、12ページのとおりでございます。

続きまして、13ページ、報告第12号でございます。長岡地域合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程の一部改正についてでございます。これにつきましても恐縮でございますが、2枚おめくりいただきまして、16ページに今回の規程の改正の新旧を対照としてまとめたものがございます。関係部分の抜粋でございます。

長岡地域合併協議会の構成市町村に住んでいらっしゃる方から委員にご就任をいただくということを想定をしまして、当初規程を定めておったわけでございます。ところが、新市建設計画策定小委員会のうち、学識経験の委員の方が長岡地域以外にお住まいの方がいらっしゃるということになりましたので、所要の改正をするものでございます。それが改正前、改正後ということで比較されております。従来は改正前のところでございますが、日額300円、開催地市町村内に住所を有する委員の場合は会議が行われた場合に300円、それから会議の開催地市町村以外に住所をお持ちの方は1,000円という規程があったわけでございますが、このままですと具体的には新潟にお住まいの委員さんが1,000円ということだと実費弁償になりませんので、それを改正後のウというところで実費に相当する額という改正をするものでございます。

なお、改正後の規程は、隣の17ページにあるとおりでございます。

説明につきましては、以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございます。

それでは、報告第11号と第12号につきましてご意見、ご質問がございましたらば、どうぞ遠慮なくお願いをいたします。特にございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、報告第11号、12号につきましては、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、報告事項の第13号 第1回新市建設計画策定小委員会についてでございます。

これについて事務局から説明をお願いします。

事務局（高橋）

19ページでございます。報告第13号 第1回新市建設計画策定小委員会についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、21ページでございます。まず最初に、新市建設計画策定小委員会正副委員長の選任結果についてのみご報告をいたします。3月29日に開催をいたしました第1回新市建設計

画策定小委員会におきまして、委員の方の互選により、委員長、副委員長が選出されましたので、報告をするものです。委員長は、学識経験者として本協議会に入っていていただきありがとうございます。そして、副委員長は、行政として協議会に入っていていただきありがとうございます。

選任結果につきましては、以上でございます。

議長（森 民夫）

それでは、新市建設計画策定小委員会の委員長に選任されました豊口委員からごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員（豊口 協）

ただいまご紹介いただきました豊口でございます。改めまして、また小委員会委員長を仰せつかりまして、いささか緊張いたしておりますけれども、やりがいのある仕事だということで、これからも進めてまいりたいと思っております。

この協議会の中から14名の方に委員としてご参加をいただき、学識経験者の方々4名の方々にも参加をしていただいております。

第1回の新市建設計画策定小委員会は、先ほども報告ありましたように、3月の29日に開かれております。協議会の方から付託されました内容というのは、今後10年間、この新しいまちづくりの計画の素案を考えていくということになります。この新市建設計画というのは、新しい市を構成する多くの人々のご意見を十分に吸収して、全く今までにないような夢と誇りの持てるようなまちをつくっていかうということが、この小委員会に付託されました大きな責任でございます。これからの将来というのは、やはり市民が共通の夢をちゃんとしっかりと認識して、これからふえてまいります文化財であるとか、そういった財産を共通の財産として認識をしていくということで、全く今までになかったすばらしいまちをつくっていく素案をぜひともつくり上げたいというふうに考えております。

大変時代としては予測の不能な時代でございますけれども、この長岡地域が世界の注目するような新しいまちに生まれ変わるということを心して努力をしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。（拍手）

議長（森 民夫）

どうもありがとうございました。

委員長も決まりまして、これから本格的に小委員会の作業が始まることとなります。小委員会の委員の皆様、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、第1回の小委員会の内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、今のページを1枚おめくりいただきまして、22ページでございます。第1回目の小委員会ということでございましたので、具体的な検討審議に入る前の基本的な部分について整理をし、委員さんと協議を進めさせていただいたものでございます。

1番としまして、小委員会の位置づけ、小委員会は新市全体のまちづくりの視点から、新市建設計画にかかわる検討・審議を行い、計画案を策定する機関として位置づけるということでございます。

2番、小委員会の内容、役割ということでございますが、基本的には各市町村や分科会等での検討を経て事務局から提出される建設計画の内容について審議を行い、計画策定案としてまとめていく。なお、新市全体の施策や事業についてのアイデアなど創造的な意見も含めて議論をしていただくという考え方でございます。

3番でございますが、検討・審議のテーマ、いつそういったものを検討していくかということですが、まずどういった項目を検討していくかということにつきましては、検討・審議のテーマの下に区分をして書いてございますが、おおむねこういった項目について検討・審議をしていきたいと考えているものでございます。

それから、検討の時期については、あくまでも検討の順番、目安ということで事務局としてお示しをしたものでございますが、内容につきましては次回の今月の22日に予定をしておりますが、第2回目の小委員会で内容について検討するということになっております。

恐縮でございます。また1枚おめくりいただきまして、24ページでございます。先ほど新市建設計画の内容につきまして、どういう項目を検討していくかというお話をしたわけでございますが、今の時点で計画の目次をこういうような形で考えております。序章から一番最後の第6章まででございますが、現在序章から第2章の1、新市の将来像、ここまで右側の方にページが1ページから12というページが振ってございますが、ここまで事務局として整理を現在進めております。そして、小委員会の方にも事務局としての考え方を1度ご提示をさせていただいております。先ほどの説明と重なって恐縮でございますが、こういった部分につきましても第2回の小委員会で検討していただくということになっております。したがって、検討経過を踏まえて協議会本体の方にも今後ご報告をさせていただくということになります。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

ただいまの第1回の小委員会の内容につきましてご質問がございましたら、どうぞ遠慮なくご発言をお願いいたします。特にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、小委員会はまだ始まったばかりでございますので、建設計画の中身について小委員会にお任せをいたしまして、逐次進捗状況を報告してもらうことにして進めたいというふうに思います。

それでは、以上で報告事項については終了いたしまして、次に協議事項に移りたいと思います。

議案第23号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

農業委員会分科会（吉岡）

長岡市農業委員会事務局の吉岡と申します。農業委員会分科会で検討してまいりました農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてご説明を申し上げます。

議案 1 ページの中ほどをお願いいたします。農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い。1、編入される町村の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。

2、農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用し、次のとおりとする。

（ 1 ）、編入される町村の農業委員会の選挙による委員のうち、40人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される町村の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。

（ 2 ）、任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。

次のページをお願いいたします。3、合併後最初に行われる一般選挙からは、農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、中之島町・越路町・三島町及び小国町は現在の行政区域を区域とする選挙区を、長岡市と山古志村は2市村を合わせた区域に3選挙区を設置するものとする。

議案の内容は以上でございますが、次のページに参考資料を添付してございますので、その内容について具体的にご説明を申し上げます。3 ページをお願いいたします。1 の市町村合併による農業委員数及び任期の表形式の資料でございます。議案 1 でご説明いたしました内容が委員会の設置数、一つの農業委員会を設置する。委員会の名称は、長岡市農業委員会となるものでございます。

議案 2 で説明いたしました内容でございます。中ほどの欄、合併特例法適用期間、この欄をごらんください。議案 2、（ 1 ）でご説明いたしました選挙による委員数でございますが、合併特例法の適用期間内につきましては、長岡市の現在の選挙委員28人と編入された町村の選挙委員で互選による40人の計68人で農業委員会業務を執行していくものでございます。

なお、編入される 5 町村で選挙による農業委員が62人いらっしゃいますので、議案でご説明申し上げましたとおり、互選により40人の委員を選んでもいただくこととなります。

議案 2、（ 2 ）の長岡市の委員の残任期間でございますが、任期の欄のとおり、合併の日から平成17年 7 月19日となっております。

次に、議案 3 でご説明申し上げました内容でございます。合併後最初に行われる一般選挙から、この欄をごらんください。合併後最初に行われる一般選挙からは、選挙による委員数は40人でございます。また、選挙区は中之島町 1、越路町 1、三島町 1、小国町 1 及び長岡市と山古志村を合わせた区域で 3、計 7 選挙区を設置するものでございます。

次に、4ページ、5ページをごらんください。編入合併に伴う農業委員会の取扱いを説明したものでございます。合併後の新市に一つの農業委員会を置く場合の原則と合併特例法を適用した場合、合併後の新市に二つ以上の農業委員会を置く場合の原則と特例法を適用した場合、また合併後の新市に二つ以上の農業委員会を置く場合で農業委員会法による特例を適用した場合などいろいろなパターンがあります。私ども分科会では、いろいろなケースを想定し、また合併の効果等を検討する中で合併特例法による特例を適用し、合併後の新市に一つの農業委員会を置く番号2を調整方針案といたしました。

なお、分科会の調整方針案につきましては、あらかじめ6市町村の農業委員会会長懇談会においてご説明を申し上げ、了承していただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

事務局（高橋）

若干補足説明をさせていただきます。

今説明があったとおりでございますが、6市町村の現在の選挙によります農業委員さんの合計の人数が90名でございます。この90名の方が合併時に68名という人数に限定された形でスタートをするということになります。したがって、議案の中で在任という表現が使われている部分がございますが、いわゆる市町村の議会の議員さんの特例という考え方をとった場合には、定数特例という考え方になるものでございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

ただいま説明ございました。皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思えます。ご意見、ご質問がある方はどうぞ遠慮なく挙手をお願いいたします。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、ないようでございますので、議案第23号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、議案のとおり決定してよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

それでは、議案第23号は議案のとおり決定といたします。

次に、議案第24号 地方税の取扱いについてでございます。

資料について事務局から説明をお願いいたします。

税務・収納分科会（関）

長岡市市民税課の関といたします。よろしくお願ひいたします。分科会で検討してまいりました地方税の取扱いについてご説明申し上げます。

地方税法の取扱いにつきましては、調整案は長岡市の制度に統一するというものであります。

ただし、法人市町村民税の法人税割、固定資産税の納期及び中之島町の都市計画税につきましては、提出しました議案のとおり調整を行うこととします。

調整事項の説明につきましては、10ページの参考資料、長岡市の制度に統一するが、一部調整を行う税目でご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

1点目の法人市町村民税の法人税割につきましては、6市町村のうち3町村が地方税法の規定による標準税率の12.3%、3市町が制限税率の14.7%を採用しているため、調整を行ったものです。調整案は、長岡市の制度の14.7%に統一するが、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3カ年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により不均一課税をするというものです。

なお、この場合合併年度及びそれに続く3カ年度は現行のとおりとするというものです。

2点目の固定資産税の納期につきましては、地方税法の規定では4月、7月、12月及び2月中において当該市町村の条例で定めるとされており、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができるとされております。現在各市町村が条例で定めている納期は、お手元の資料に記載のとおりでありまして、中之島町と山古志村が同じですが、ほかはそれぞれ異なる納期となっているため、調整を行ったものです。調整案は、合併年度は現行どおりとし、その翌年度から地方税法の規定による納期月を採用している中之島町及び山古志村の制度に統一するというものです。

3点目の中之島町の都市計画税につきましては、都市計画区域を有し、市街化区域の設定がされている4市町のうち、中之島町では課税がされておりませんので、調整を行ったものです。調整案は、長岡市の制度に統一するが、合併年度及びそれに続く5カ年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により不均一の課税をするというものです。

なお、この場合合併年度は現行どおりとし、それに続く5カ年度は段階的に調整した税率とするというものです。調整した税率につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

なお、そのほかの税目につきましては、9ページの参考資料、長岡市の制度に統一するものに記載のとおりであります。

地方税の取扱いについては以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

地方税の取扱いにつきまして、ご意見、ご質問がございましたらば、どうぞご遠慮なくお願ひいたします。特にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、地方税につきましては、任意協議会の結果を受けて、より具体的に示したものですので、ご異論もないようでございます。

議案第24号につきまして決定ということによろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

それでは、議案第24号につきましては、議案のとおり決定といたします。

それでは、次に議案第25号の一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。

それでは、資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

組織・給与分科会（品田）

長岡市人事課の品田でございます。私の方から、組織・給与分科会の協議に基づく議案についてご説明いたします。資料11ページをごらんください。

「一般職の職員の身分の取扱い」でございます。項番1、中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町の一般職員の給与は、すべて長岡市の職員として引き継ぐものとする。

なお、合併後は職員の定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めるものとする。

2、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職務の実態に照らして、長岡市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。

以上でございます。これは、一般職員の身分の取扱いの大原則を述べたものでございますが、めくっていただきまして、13ページに、より詳しい説明がございます。

「一般職の職員の身分の取扱い方針の骨子」でございます。

1、職員の身分の引き継ぎについては、合併の日において長岡市の職員として採用されるものとする。

2、職員の職名については、長岡市の職制を基本として決定する。

3、職員の給与については、長岡市の制度を基本として決定する。

4、職員の給料月額、合併の日の前日に受けていた給料月額を保障する。

参考に一般職の人数として各団体ごとの平成16年4月1日現在値を掲載してあります。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

それでは、議案第25号につきまして皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。どうぞご遠慮なくお願いをいたします。

はい、どうぞ。

委員（野田幹男）

小国町の野田であります。ちょっと確認をしたいと思うんでありますけれども、ただいま事務局が

ら説明がありました身分の取扱い、この2の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職務の実態に照らして、長岡市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする、こういうことでありますが、抽象的な表現でありますけれども、この中身が最後に説明された1から4ということで理解してよろしいんですか。

議長（森 民夫）

それでは、少し具体的に説明をお願いいたします。

組織・給与分科会（品田）

はい、ご説明いたします。

議案の文言中にございます「職務の実態に照らして」という部分でございますが、これは「職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならない」という公務員給与の大原則をうたっております。

一方、各市町村がおのおのその団体の規模や財政状況に応じて、これまで長年取り組んでこられた給与制度の適切な運用の結果、現在の給与水準あるいは給与月額がある。この点を重視いたしまして、合併の日に長岡市に採用される職員の給料月額は、各町村において決まっております職員個々の現在の給料額を保障するという意味でございます。

次の文言中の「均衡を失しないよう公正に」という部分でございますが、これは一たん長岡市の職員として採用された後の給与運用は、合併前の所属団体のいかににかかわらず、長岡市の給与制度を公正に適用していくということでございます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

よろしゅうございますか。ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

私から、少し念のためにお伺いしますが、長岡市職員の給与水準を示すラスパイレス指数が町村に比べて高いということもあって、合併すると町村職員の給与が急に上がるのではないかというような、そういうご心配をされている市民もいらっしゃると思うんですが、その辺については実際問題としてはどうなんでしょうか。

組織・給与分科会（品田）

お答えします。

ご指摘のようにラスパイレス指数が示す職員給与の水準は、市町村間で格差があることは事実でございます。けれどもそれは、これまで各市町村が団体の規模や財政状況に応じて、取り組んでこられた適切な給与運用のあかしであると考えられます。当専門分科会におきましては、そのことの持つ重みを十分に尊重して協議を重ねてまいりました。その結果、今ほどご説明しました現給保障という方針で合意に達したということでございます。

議長（森 民夫）

いや、そういうことじゃなくて、もっと具体的に急に給与が上がるようなことがあるのかどうかということをお答えいただきたいんです。

組織・給与分科会（品田）

はい。みなさんが懸念されるような、人件費の負担が増加するということはありません。

議長（森 民夫）

その辺のことが、多分今ご説明者は非常に専門家だからよくわかっておられると思うんですけども、少しわかるように砕いて説明していただけないでしょうか。

組織・給与分科会（品田）

具体的な事例で申し上げますと、近しい例では新潟市と黒埼町の合併がございました。やはり同じように新潟市と黒埼町とでは職員給与の水準に格差がありました。これを合併に伴いまして、一挙に新潟市の給与水準まで給与水準を引き上げたということがございました。そのために、結果として大きな人権費負担の増が発生しまして、これがすべて新市の負担となったという経過がございまして、かなりの議論を呼びました。ああしてはならないということで分科会の議論が行われた結果、格差があるのであるけれども、現給保障、いわば給料は上がらないと、合併に伴って突然給料を上げることはしないという結論に達しました。このことから、会長が今ご指摘になったような人権費の負担が合併に伴って生ずるということはありません。

議長（森 民夫）

そうじゃなくて、結論はわかっているんだけど、どういうからくりでそうなるのかということが皆さんわからないと思うんですよ。素人に……素人って申しわけない。私が素人なんで、素人にわかるように説明してもらえませんか。

組織・給与分科会（品田）

はい。

それでは、例えば長岡市以外の町村の職員の方がいまして、その方が合併に伴って合併の前と後とで、やはりこれまでの何々町の役場から新しくできる支所に当然仕事が変わるわけですが、職務の内容に照らしてというのは、やっている仕事の内容が合併の前と後とで差がなければ、給料の取扱いについては変わりはありませんよということでございます。

議長（森 民夫）

いや、だからその裏のことがよくわからないわけ。だから、私がもういらいらしてちょっと言っちゃいますが、給料表というのは基本的に各市町村変わらないんです。適用している給料表というのは、基本的には変わらないわけでしょう。それ違いますか。

組織・給与分科会（品田）

変わりません。同じものを適用しています。

議長（森 民夫）

だから、何で長岡市の職員の給料のラスパイレズが高いかというと、要するに昇給が早いんですよ。だから、私が言っていることが間違っていたら間違っているとってもらえればいいんですけど、なぜそうなるかということ、長岡市は最終ポストが部長ですから、部長に見合った給与にいくまでに段階を追って上がっていくわけです。ほかの町村は課長ですから、課長に見合った給料でとまる仕掛けになっているんです。ですから、勾配が違うんです。その勾配を合併したからといって急に長岡に合わせるようなことはしませんよと、こう言っていることだと思うんです。だから、給料表自体はもともと変わりがないうわけですから、昇任を長岡の職員と同じように、例えば40歳になったら係長だとか、45歳になったら課長補佐とか、そういうことでなければ、給料は総体的に上がるということはないということだと思うんです。何か違っていませんか。

組織・給与分科会（品田）

違っておりません。そのとおりでございます。

議長（森 民夫）

そういうことを最初からってもらえればいいんで。

はい、どうぞ。

委員（野田幹男）

その表現は別に間違っていないんですよ。しかし、今会長が言われるように、実際問題の裏と表と言っちゃ失礼ですけども、この参考資料の4番で、職員の給料月額を合併の日の前日に受けていた給料月額を保障する、これはだから基本的に下がることはないということなんですが、この6市町村が今度一つになる中で、長岡の職員が小国に来るかもわからん、あるいは小国の職員が長岡へ行くかもわからん。そういうときのバランスというのが上がったたり下がったりというようなものを含めて、もう一歩踏み込んだ答弁が期待できないかなと思ったんですが、そこまでいっていないということになればしょうがないですね。

議長（森 民夫）

そこは人事の問題とも関係してくるわけで、協議会で全部協議することでもないわけです。合併した後の人事異動の方針にも関係してくるわけです。

だけど、言えることは、長岡市と各町村間で差があることは、簡単に言ってしまうと、昇進の度合いに差があるわけですから、例えば役職が同じなら、同じ給料を払うという原則は変わらないわけです。ですから、長岡市の職員が小国に行ったときに、例えば係長として行けば係長としての給料をちゃんと払うということですから、そこでちょっと少し小国の人よりも若い係長が行くかもしれませんけど、そういう違いはあるかもしれませんが、同じ役職の人が大きな給与と差が出るということは論理的にはあり得ないわけです。同じ役職といっても幅がありますけれども、基本的にはその幅の中におさまっていくということなんで、余りご心配には及ばないということになるというふうに思います。

余りちょっと専門的になりましたんで、この程度でとどめますが、要は一般的に言われているように、合併するとその周辺町村の給与が急に高くなって、財政負担がふえるということは少し誤解があるということだけご理解いただければいいというふうに思いますが、よろしいですか。私が間違っただけを言っていたら、間違っただけを言ってもらいたい。

組織・給与分科会（品田）

結構でございます。

議長（森 民夫）

ほかに何かご質問、ご意見ございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、今私が申し上げたとおりでございます。職務の実態に照らして給与に対応していくということでございますから、職務の実態に応じてということでございますから、この点だけはお間違いのないようお願いをしたいと思います。

それでは、議案第25号につきましては、議案のとおり決定させていただいてよろしゅうございませうでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、決定とさせていただきます。

じゃ、次に議案第26号 組織機構及び支所の取扱いについてでございます。

資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

組織・給与分科会（野口）

長岡市の行政管理課、野口でございます。

議案第26号については、組織機構及び支所の取扱いについての基本的なことを定めて、今後具体的な調整を進めたいというものです。

項番 1、現在の長岡市役所を本庁とし、町村役場を支所とする。

2、新市の組織機構の整備については、次の事項を基本として整備する。

- (1)、住民サービスの低下を来さないこと。
- (2)、既存庁舎等を活用すること。
- (3)、合併のメリットを発揮できること。
- (4)、新しい時代に適切・弾力的・効率的に対応できる柔軟なものであること。
- (5)、住民の声を的確に反映すること。
- (6)、住民が利用しやすく、わかりやすいこと。
- (7)、指揮命令系統、責任の所在が明確であること。

(8)、地域の特性を生かし、地域振興に対応できること。

3番目は、組織機構の再編、見直しは段階的に行うというルールを定めるものです。

4、各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき、整備する。ここでいいます行政委員会等は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などでございます。基本的には、法令に基づき、一つに統一されるということでございます。

5、附属機関等は原則として合併時に統合するものとする。附属機関等につきましては、17ページ以降に参考資料を用意してございます。17ページは、すべての市町村に共通する附属機関等を掲載してございます。これが5番目で決めております原則として合併時に統合するものの例でございます。

次、18、19ページ以降については、一部の市町村に共通するもの、あるいは各市町村に固有の附属機関等の一覧でございます。この2、3が原則でなく、例外的にそれぞれ存続する可能性のあるものという整理でございます。

説明については以上です。

議長(森 民夫)

はい、ありがとうございました。

組織機構及び支所の取扱いについてでございますが、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたら、どうぞご遠慮なくお願いいたします。

基本的には、組織に関する基本方針の部分でございます。特に支所の内容につきましては、地域自治の内容が固まる中で、もう少し具体的なことが決まってくるかと思えます。この議案第26号では基本方針的なことを決めたいということでございますが、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長(森 民夫)

それでは、ないようでございますので、議案第26号につきましては、議案のとおり決定とさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

はい、ありがとうございました。

それでは、議案のとおり決定といたします。

先ほど申し上げましたように、支所機能のもう少し具体的な内容につきましては、地域自治の内容が固まる中でもっと明らかになるというふうに思います。

では、次に議案第27号の慣行の取扱いについてでございます。

資料について事務局から説明をお願いいたします。

企画・総合計画分科会(水澤)

それでは、議案第27号をご説明いたします。21ページをごらんいただきます。お願いいたします。長岡市企画課の水澤でございます。よろしくお願いいたします。

21ページは、慣行の取扱いの項目ですが、調整方針案の結論のみが書いてございますので、1枚おめくりいただきまして、23ページの表でご説明をいたします。

慣行の取扱いにつきましては、調整を要する項目として市町村章と旗、それから市町村の憲章・宣言、市町村の花・木、市町村の歌、名誉市町村民の5項目がございます。調整の基本的な考え方としましては、長岡市の制度を基本としながら、各地域の特性を尊重した調整案を検討するという事で検討してまいりました。

個別に申し上げますと、新市の市章、旗につきましては、これは各市町村のデザインが当然異なるものでございますので、一つに統一する必要があるということから、長岡市の制度に統一するということとしております。

それから、市の憲章、宣言につきましては、長岡市の制度に統一いたしますが、現行の各町の憲章、宣言につきましては、当然各地域の固有の住民の方の意思表示ということでございますので、これを尊重するという形で、地域の憲章及び宣言として継承するというふうにしております。また、新市の市民憲章につきましては、合併後に検討するというふうにしております。

それから、新市の花及び木につきましては、長岡市の制度に統一いたしますが、現行の町村の花及び木については、各地域の花、木として定着をしておることを考慮いたしまして、各地域の花及び木として継承していくというふうにただし書きをつけております。

市の歌については、長岡市以外はございませんが、そのため当面は長岡市の制度を引き継ぎ、新市歌については合併後に検討するというふうにしております。

名誉市民につきましては、長岡市の制度及び越路町の制度がございますが、長岡市の制度に統一するというふうにしておりまして、現行の越路町の名誉町民については、新市の名誉市民として引き継ぐという形で調整方針案を定めております。

以上でご説明を終わります。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

それでは、慣行につきましてたゞいまご説明がございましたが、皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思ひます。ご遠慮なく発言をお願いいたします。特にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、慣行の取扱いにつきましては、原案どおり決定ということによろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

花や木などは地域のものとして残していくということでございますので、そのように決定をさせていただきたいと思えます。

議案第27号の慣行の取扱いにつきましては、議案のとおり決定といたします。

それでは、次に議案第28号の地域自治の取扱いについてでございます。

事務局が資料を説明する前に、一言述べさせていただきますが、冒頭で申し上げましたように、この地域自治の内容につきましては、市住民の皆様にとって大変関心の高い項目でございます。今回提案させていただきましたものは、任意協議会で決まったものにその後幹事会などで議論した内容を加えたものでございますが、基本的には任意協議会で決まったものを中心に出示させていただいております。これにつきましては、今回議決をするということではございませんで、委員の皆様からいろんな意見を本日いただきまして、その意見をもとに市町村長によります地域自治研究会でも協議を重ねまして、再度協議会に諮りながら、具体的によりよい長岡方式の地域自治を時間をかけてつくり上げていきたいというふうに考えております。

そういうことでございますので、ただいま申し上げましたことを前提といたしまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、25ページでございます。議案第28号 地域自治の取扱いについてでございます。

恐縮でございますが、1枚おめくりをいただきまして、27ページからが説明の内容になります。今ほど議長の方からもお話がありましたとおり、今回法定協議会で初めて提案をさせていただくわけですが、任意協議会で今まで地域自治について議論をしてきた部分を整理をいたしまして、さらにその後現時点までの考え方、整理できた部分をあわせてご提案をさせていただくものでございます。

まず最初に、長岡方式の地域自治のあり方でございますが、任意協議会の段階から何回となく議論を進めてまいりました、なぜ地域自治が必要か、長岡方式の地域自治とは何かという部分でございます。文書でまとめてございますが、長岡方式の地域自治は、市町村合併により地域の伝統や文化が失われるのではないかと、中心部だけがよくなって周辺部が取り残されてしまうのではないかと、市役所や役場が遠くなり、今より不便になるのではないかと、住民の声が行政に届きにくくなるのではないかとという地域の不安や住民の声を背景に提言されたものでございます。

そこで、合併後も行政の目が地域の隅々まで行き届くとともに、地域のことは地域で解決でき、安心して生活できる仕組みを構築しようとするものである、これが今までの議論の基本的な考え方でございます。

その後国におきましても、いわゆる地域自治組織をどうするかという考え方が幾つか出てきておりま

す。ただ、今国の法案が審議されている最中でございますが、一番権限が強いと言われております、いわゆる法人格を持った組織、合併特例区というものでございますが、この合併特例区で担うことのできる業務は、地域の集会所・コミュニティセンターの管理や地域振興イベント、里山・ブナ林の管理など区長の権限が限定をされているものでございます。また、この場合の特例区の設置期間も5年を限度というのが現在の法案でございます。

そこで、長岡地域ではいわゆる地域固有業務を選定し、各支所でこれを行う。さらに、地域の実情に即した地域自治を行える仕組みをこれにより採用できる、こういう考え方で従来整理をしてまいったものでございます。したがって、この基本的な考え方をベースにしまして、現時点でまとめたものが以下でございます。

地域自治組織の設置期間でございますが、設置期間はおおむね10年間とし、5年経過後に今までの成果を検証し、必要に応じて見直しを行うという考え方でございます。

それから、その次、地域自治組織の仕組みでございます。組織としましては、支所と地域委員会から成るという考え方でございます。

1枚おめくりいただきまして、28ページでございますが、ここでまず支所機能、こういったものが支所機能かということ整理しております。通常の住民サービス、(1)番でございますが、これは今現在それぞれの市町村で直接住民の方に行っている住民サービス、それから(2)、地域固有の伝統や文化にかかわるもの、それから(3)、支所で行った方が効果的な業務、これら地域固有業務に係る部分でございます。

それで、これらをイメージとして図であらわすとどうなるかといいますのが、次でございます組織のイメージ、それから例としてございます地域自治組織の図でございます。ここでは中之島さんの地域委員会という名称を使っておりますが、例としてこういう形で考えております。支所の中に課がございまして、それらの課の中で住民サービスに係る部分と地域固有業務を担うというような考え方でございます。

2番、支所長の位置づけでございます。ここでは、まず選任方法について、支所長をだれが選ぶかということでございますが、市長が選任するという考え方でございます。

それから、支所長の職務でございます。ア、支所を統括することは当然でございますが、イ、地域固有業務に係る予算要求権限、予算執行権限及び事務執行権限を有する。任意協議会での協議内容と同様でございます。

それから、29ページでございます。3番の地域委員会でございます。(1)、名称ですが、ここでも例としまして中之島の例が挙がっておりますが、何々地域委員会という名称にしたいと考えております。

それから、(2)、役割でございます。アからカまでございますが、ここにつきましても任意協議会の際の整理と全く同様でございます。アでございますが、当該地域のまちづくりに係る提案、それぞ

れの地域内のまちづくりに係る提案を委員会からいただくという考え方でございます。それから、ふるさと創生基金、これは仮称でございますが、地域で使える基金を設けてまちづくりを推進していこうという考え方でございます。それから、ウでございます。当該地域に係る各種計画策定・変更の協議でございます。ここにつきましては、いわゆる合併特例法の中で地域審議会ということが言われておるわけですが、建設計画なども含めましたさまざまな計画を策定変更する場合の協議をしていくという考え方でございます。それから、エでございます。当該地域に係る施策の協議、オ、支所で行う地域固有業務の検討、カ、その他市長が認めるもの、こういう形で整理をしております。

(3)、委員の選任方法でございます。委員の選任及び委員数は、地域の実情に応じて市長が定めるという考え方でございます。

(4)、委員の任期でございます。委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。ここも任意協議会のときの整理と同様でございます。

(5)、委員会の長でございます。委員会の長は、委員の中から互選をする。

(6)、委員長の任期。委員長の任期は2年とする。委員の任期とあわせたものでございます。同様に再任を妨げないとしております。

(7)、委員の報酬でございます。原則として、委員には報酬を支給しないものとする。原則としてということで考え方をまとめております。

(8)、事務局でございますが、支所が地域委員会の事務を担う。支所と地域委員会と一体となって業務を進めていくという考え方でございます。

それから、4、支所の予算でございます。支所は、施設の管理経費を初めとする、いわゆる経常経費のほか、地域固有業務執行経費及び地域振興事業補助金、仮称、これは後ほど説明をいたします。を有することとし、個性あるまちづくりを実施継続できる仕組みを確保する。これを基本的な考え方としております。

次の30ページでございます。個別にご説明をいたします。まず、(1)、予算要求でございます。予算要求につきましては、各支所は支所に係る経費について本庁の各所管部局に予算見積書を提出し、本庁各部局は財政課に予算見積書を提出するという考え方でございます。これは、本庁、支所、それぞれ同種の業務を行っているわけですので、それぞれの支所の方も含めて、市全体として同種の業務についてどういう形になるのかということをお本庁で把握する必要があるという考えで、こういう考え方をとっております。

(2)でございます。予算配当及び執行です。財政課は、本庁の財政課という意味でございます。予算を本庁各部局に配当し、本庁各部局は支所執行分についてそれぞれの支所に再配当するという考え方でございます。

(3)、ふるさと創生基金についてでございます。ア、合併特例債等により積み立てる基金は、効率的運用の観点から本庁で一括管理をするが、本庁及び各支所に枠、いわゆる持ち分を設定をする。つま

り運用としては一括運用するわけですが、使う場合についてはそれぞれの支所の持ち分を設定するという考え方でございます。それを具体的にイでいてありますが、イ、各支所の持ち分から生じる運用益は、各支所予算の特定財源として取り扱うという考え方でございます。ウ、本庁の持ち分の運用益は、財政課が所管し、旧長岡市域のコミュニティー活動経費に活用するという考え方でございます。

(4)、先ほどのページで後ほど説明するとお話をした部分でございます。地域振興事業補助金(仮称)でございます。地域振興事業補助金は、地域内のさまざまなコミュニティー関係団体が地域の産業の活性化及び子供たちが生き生きと育つ地域環境整備のために、みずから考え、みずから具体化していく、そういった事業を実施する場合、それらの団体に対し、交付をしたいと考えているものでございます。

最後、31ページでございます。先ほど来、地域固有業務という言葉が出てきておるわけですが、任意協議会の段階でそれぞれの市町村から地域固有業務、つまり支所で行いたい業務を出していただいております。それを任意協議会の段階で整理をしたものがこれでございます。例えば除雪・土木という区分の中に、除雪関係のさまざまな事業が入っているわけでございますが、こういった事業がそれぞれの支所で責任を持って予算づけを行った上で進めていただく、こういう考え方でございます。

説明は以上でございます。

議長(森 民夫)

はい、ありがとうございました。

それでは、皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。どうぞ遠慮なくお願いをいたします。

はい、どうぞ。

委員(関 正史)

この長岡方式の地域自治組織に期待するものでありますが、この地域自治組織は、我々山古志村地域にとっても存亡にかかわるものと言っても過言ではないかと思っております。そんな中で、地域住民にとっても非常に初期の、また地域に対しての期待といたしますが、それは大きいものがあります。そんな中で、これから任意協でも審議されてきたわけですが、市町村長の会議の中で十分時間をかけていただきまして、審議をしていただきたいなと思っております。我々議会も帰りまして、どうやったら、最後の方にもありますけども、地域住民と行政が一体となって進めるまちづくりをその辺に配慮するんだと、この辺の文言は私非常に重要だと思っております。そんな中で、じゃそういうことであれば、どうということがやっぱり地域にとって大事なのか、我々も十分審議した中で、また要望を上げていきたいと思っておりますので、この件については十分今後審議していただきたいなと、そんなふうに思っております。

議長(森 民夫)

はい、わかりました。

冒頭申し上げましたように、これにつきましては、また次回以降、ご意見いただきながら決めてまいりたいと思いますので、ご安心いただきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問。

はい、どうぞ。

委員（野田幹男）

この地域自治については、今までも議会議論もしてまいりましたし、そしてごく直近では7日の日、長岡の小熊議長の主催による6市町村の議員の連絡協議会も持ちました。県の合併課からおいでいただきまして、今日おいでの関矢さんから講師としてご講演をいただいたわけですが、何か我々は小国町は法人格というものを今まで提唱してまいりましたけれども、先ほど高橋次長言われるように、これ煮詰まってくると、だんだん法人格が色あせてきたような感じなんです。ですから、極めてこの7日はタイミングとして意義あったのかなというふうに考えております。

それで、23日に我々は小国町として特別委員会、この地域自治について集中審議をいたします。そういう中で、それぞれ議員の皆さんの意見を聞かなければなりませんけれども、長岡方式というのも相当事務局とすれば、任意協から今日に至る中でそれぞれの地域のご意見というものを吸い上げながら、前向きに来たのではないかというふうに評価しておりますが、最終的に問題はそれぞれの町村が持つ特異な文化、伝統あるいは地域自治というのがあるわけですが、法人格はあるなしにしろ、やはりそういうものを財政的にも担保していただきたいというのが中身でありまして、昨今予算が厳しければ、これは今の市町村でもそうですけれども、それぞれの各課が財政の方へ要望を上げる。しかし、本当に予算がなければ、それを市町村長以下切り捨てていくというような中で、上げるのは上げたけれども、それが50%だったり30%だったりすると、それは絵にかいたもちになるということでもありますから、財政は厳しいでしょうけれども、その辺を特にこの合併から特例債のある期間中については、そういうみんな異なった自治体が一緒になるわけでありまして、その辺を特に十分配慮をしたいというふうに考えております。

それから、いま一点、この30ページの一番下段の(4)です。地域振興事業補助金(仮称)について、これは県の補助金と理解してよろしいんですか、どういうことなんですか。

議長（森 民夫）

これは事務局どうでしょう。

事務局（高橋）

市独自の補助金という考え方でございます。

議長（森 民夫）

今お答えありましたけど、よろしゅうございますか。

ご趣旨についてよくわかりましたので、また次回以降、議論をしたいと思います。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（今泉 實）

中之島の今泉です。

言い方は恐縮なんですが、ようやくにしてこの長岡方式の地方自治の取扱いという議題になったわけでございます。私ども中之島、特に議会の方でも、今まで山古志さん、あるいは小国さんもいろいろお話があったように、なかなか議会の方の方針というものがこの地域自治の問題がある程度煮詰まらないという、議会の方の検討もなかなか進まないというジレンマの中に今置かれておるわけなんです。そういった見地からして、でき得るならばこれを森会長さんがおっしゃっているように、時間をかけてというお話でございましたけれども、これは町に帰って、そして今まで論議してきたこととあわせて新しい指針が出てきておりましたので、十二分に検討させていただいて、もちろん予算要求、つまり見積みり等も提出するような仕組みになっておりますが、こうしたものもある意味においては、さっきも説明がありましたように、建設計画の中にいろいろな項目がダブって入ってきておるわけでございますので、それらも精査しながら検討を加えていかんきゃならんなど、このように感ずるわけなんで、大体会長さん、いつごろまでというめどはお考えがもしあるとすれば、方向づけをしていただければありがたいんですが、よろしくをお願いします。

議長（森 民夫）

特別いつまでということを決めているわけではありませんが、今回持ち帰っていただきまして、次回また議論をして、まとまるものなら早目にまとめたいというふうには思います。ただ、議論が分かれて尽くさねばならなければ、またその次に持ち越すということもあろうかと思えますけれども、いずれにしても、意見がまとまって決まるのが早ければ早いほどいいという認識はっておりますので、いつまでも時間をかけるという意味ではございません。

委員（今泉 實）

ありがとうございました。

議長（森 民夫）

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、本日はこれは議決をいたしませんので、今回の意見を踏まえまして、さらに市町村長によります地域自治研究会などでも協議を詰めて、また次回以降に一步前進した形でお示しをさせていただきたいと思えます。地域自治についての協議は、これで終了といたしたいと思えます。

次に、議案第29号の各種事務事業の取扱い（その2）についてでございます。この各種事務事業につきましては、協議項目が非常に多うございまして、これも今回で終わりということではなくて、次回以降出てまいります。また、事前に資料を配付して目を通していただきませんと、なかなか進みませんので、

よろしくお願いをしたいと思います。

6市町村の専門分野の担当で構成します分科会が、ここに至るまで十分協議を重ねて出した結果であるということもございます。また、幹事会などでもさらに協議を重ねて提案されておりますので、本日のこの各種事務事業の取扱いの説明につきましては、特に重点的に説明が必要な項目だけにさせていただいた中で、全体として協議を進めたいというふうに考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、ご異論がなければ、資料についてポイントを絞りまして事務局から説明をお願いをしたいと思います。

事務局（高橋）

それでは、説明をいたします。

別冊資料、A3判で厚いものがございますが、各種事務事業の取扱いについて（その2）というものをお出しください。1枚おめくりいただきますと、総括表、全体の概要がございまして、今回全体で154の事業についてご協議をいただくということになります。また、分科会別としましては、2番のところに書いてございますが、情報分科会、福祉・保健・医療分科会、商工・労働分科会、学校教育分科会、これらの分科会の事業についてご提案をさせていただくということでございます。

順次、情報分科会からご説明をいたします。

情報分科会（金子）

情報分科会、長岡市情報政策課の金子と申します。

3ページをお開きいただきたいと思います。2点ございますが、まず行政事務の電算システムということでございますが、これにつきましては6市町村が行っている電算の処理方法などに現在違いがあるということから、合併後の行政サービスの向上や事務の効率化を目指しまして、合併時に原則として長岡市の業務システムに統一していきたいというものでございます。

それから、2点目でございます。その下のネットワーク環境でございますけれども、これにつきましては電算システムを初め行政事務を共通に実施することができるようにするために、合併時に本庁と支所及び主要な施設間を統一的な情報通信ネットワークで結びまして、住民サービスの向上と事務の効率化を図りたいということで考えておるものでございます。詳しい資料につきましては、4ページ、5ページ、6ページが電算システム関係、それから7ページ、8ページ……8ページにはネットワーク統合イメージということで掲載をさせていただいております。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

続きまして、福祉・保健・医療分科会からお願いします。

福祉・保健・医療分科会（押見）

続きまして、9ページ、児童福祉に関する事務事業でございますが、長岡市の児童福祉課、押見と申します。左欄、ページ欄で説明させていただきたいと思います。

11ページから14ページの子育て支援事業につきましては、長岡市の制度に統一するものでございます。

それから、ページ15、保育料、認可保育所の保育料でございますが、これにつきましては任意協議会においてご協議いただいた内容に変更はないものでございます。市町村により保育料に格差があることから、急激な負担増が生じないよう、経過措置を設けるという考え方でございます。

なお、調整方針案の表現の中で、それに続く2か年という記述になっておりますが、これはそれに続く2か年度という意味でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ページ17、通園バスでございますが、合併後に運営に支障が出ないよう、地域の実情に対応した取り扱いとしたいという考え方でございます。

ページ29のチャイルドシートの助成でございますが、助成制度は廃止いたしますが、再利用事業及び貸与事業について、新しい市において利用しやすい制度となるよう検討していきたいというものでございます。

次に、ページ30の出産祝金でございます。これは小国町のみで実施をされている事業でございます。この事業は、合併後廃止するということといたしました。合併後は一時的な支援より継続的な子育て支援として保育園の質の向上はもとより、地域における子供を持つすべての子育て家庭への支援策を充実、展開してまいりたいというものでございます。

以上が児童福祉に関係する説明でございます。

議長（森 民夫）

それでは、次をお願いします。

福祉・保健・医療分科会（白井）

続きまして、31ページをお開きいただきたいと思います。医療費助成について説明を申し上げます。長岡市国保医療課の白井と申します。よろしくお願いいいたします。

これは、子供や障害者などに対する医療費の助成を行うというもので、全部で8項目でございますが、この一覧表で主なものについて説明を申し上げます。

まず、上から三つ目の乳幼児の医療費助成でございます。任意協議会のときには、最高水準の山古志村、小国町の制度に統一しますとしておりましたが、越路町も平成16年度から医療費助成の助成対象年齢を山古志村、小国町の水準に拡大されましたので、越路町、山古志村、小国町の制度に統一するという方針に変更する考えでございます。

なお、経過措置につきましては、後ほど説明申し上げます。

次に、二つ下がっていただき、重度心身障害者の医療費助成でございます。県の補助基準に合わせて実施するというので、長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村の制度に統一をしていきたいと

考えるものでございます。経過措置につきましては、合併前は医療費の助成を受けられましたが、制度の統一によりまして対象除外になる人が出てまいります。しかし、対象除外になる人には合併前にそれぞれの町村において有効期間を定めた受給者証を交付しておりますので、その期間は新市の責任として保障するという考えで経過措置を設けたものでございます。経過措置の基本的な考え方につきましては、ほかの事業も同様でございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

次、お願いいたします。

商工・労働分科会（阿部）

商工・労働分科会の報告をいたします。

まず、金融対策をご説明いたします。お手元の資料41ページをごらんください。上段、一番左側でございますが、ページナンバー42から51まで10項目が金融対策でございます。このうち二つの制度を発展的廃止とさせていただきますが、全体として各市町村それぞれ3ないし4制度だったものを新市におきましては8制度に広げたいとするものでございます。

なお、ページナンバー43、中小企業振興資金（普通貸付）にございましては、これまで長岡市の制度を基盤として再編するとして任意協議会等に報告申し上げてまいりましたけれども、栃尾市、見附市さんの制度調整の必要がなくなりましたので、調整方針案を長岡市の制度に統一するとさせていただきますものでございます。

次に、商業振興について申し上げます。41ページ左、ページナンバー52から65まで14項目でございます。42ページ以降の資料の調整案には、一部検討途中の表現が残っておりますので、41ページの一覧表でご説明を申し上げます。全体14項目のうち、三島町さんのみ実施している事業がこの中に二つございます。そのうちの一つ、ページナンバー64の中小企業大学の補助につきましては、別の補助制度を活用いただくことで発展的廃止とさせていただきますものでございます。

もう一つ、ナンバー65の異業種交流事業は団体補助の中で扱い、サービス低下にならないよう配慮するものでございます。

残り12項目にわたって、現在長岡市が行っている事業のうち、新市全域に展開する7項目を長岡市の制度に統一するといたしました。地域対象が極めて長岡市に限定的な5項目を現行どおりとするものでございます。

次に、勤労者対策についてご説明いたします。67ページをごらんください。ページナンバー68から75まで8項目でございます。ナンバー74、勤労会館事業は、長岡市と越路町でございますので、現行どおりといたします。

ナンバー75、出稼対策事業は、合併後に事業としては廃止をいたしますけれども、同様のサービスは提供するという視点で合併後に廃止とさせていただきます。ほかは現在長岡市が行っている事業を新

市域全域に広げたいものとするものでございます。

工業振興についてご説明をいたします。77ページをごらんください。左端、ページナンバー78から98までの21項目でございます。この中で、長岡市のほかに事業を実施している町村を申し上げますと、ページナンバーで84、地域産業技術開発支援事業は小国町、ナンバー93、信濃川テクノポリス開発機構支援は三島町、越路町さんでございます。全体21項目でございますけれども、全体として長岡市の現在実施しているものが全部でございますが、この長岡市の制度に統一をすることで、新市全域に拡張するものを17事業、長岡市に特定、限定される4事業を現行どおりとさせていただいたものでございます。

最後に、企業誘致についてご説明をいたします。99ページをごらんください。ナンバー100から106まで7事業でございます。ナンバー100につきましては、税の免除・助成等でございますが、おのこの全市町村が実施しておりますけれども、その市町村ごとに実情が大きく異なりますので、当分の間、現行どおりとしたものでございます。その他の事業につきましては、長岡市のみの事業でございます。現行どおりとさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、どうもありがとうございました。

ちょうど半分を過ぎておるところでございます。区切りがよろしゅうございますので、一たんここで区切りまして、これまでの説明のところでご質問あるいはご意見がございましたらば、どうぞご遠慮なくお願いをしたいと思います。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、引き続きまして、学校教育分科会の方が残りでございますので、事務局から説明をお願いをしたいと思います。

学校教育分科会（佐藤）

107ページをお願いいたします。学校教育に係る事業につきましてご説明をいたします。長岡市学校教育課の佐藤でございます。

まず、この107ページの表を用いましてご説明いたします。107ページにつきましては、学校教育に關しまして幼児教育の振興、個性を生かす教育の推進、保健衛生の確保についての事業をまとめたものでございます。全体といたしましては、合併後に長岡市の制度に統一するか、あるいは長岡市の制度をもとに統一するというものがほとんどでございます。

ページ108の私立幼稚園就園奨励費補助金から112の預かり保育推進事業補助金までは、すべて長岡市内に所在します私立幼稚園に係る補助金であります。これらにつきましては、合併後に長岡市の制度に統一するというものでございます。

114の中生理数系ゼミナールから下りまして120の長岡学アカデミーまでの事業は、これらすべて長

岡市が実施している事業であります。これらにつきましては、合併後に長岡市の制度に統一、または長岡市の制度を基に統一するというものであります。

121の英語教育推進事業、次の122のバス利用校外学習、次の123の各種大会等出場者助成金は、それぞれ各市町村で事業の内容にかなりの違いが見られます。このため、合併後に新たな基準を設けまして統一したいというものであります。ただし、調整方針案に書いてございますとおり、英語教育推進事業につきましては合併年度とそれに続く3か年度から5か年度は現行どおりとし、その他の事業につきましては合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとするというものであります。

次に、129ページをお願いいたします。129ページの表を使いまして説明をいたします。この表につきましては、学校給食の充実、保護者負担の軽減等、特殊教育の推進についての事業をまとめたものでございます。この中で、133の学校給食管理運営事業につきましては、各市町村で学校給食の運営の方式が共同調理方式を採用しているところ、自校調理方式を採用しているところ、またそれらの方式を併用しているところとそれぞれ異なっております。したがって、この運営方式につきましては、当分の間現行どおりといたしまして、時間をかけて調整するというものであります。

ただし、安全衛生検査、それから調理室の消耗品の配当につきましては、長岡市の制度をもとに統一することとしまして、合併年度とその翌年度は現行どおりとするものであります。また、その他栄養職員や調理員の研修会、光熱水費の支払い事務等は長岡市の制度に統一するというものであります。

次に、134の学校給食調理業務民間委託事業につきましては、これは長岡市だけが実施しているものであります。これにつきましては、当分の間は現行どおりといたしまして、時間をかけまして長岡市の制度をもとに新たな基準を設けたいと考えております。

136の就学援助・奨励費補助事業につきましては、サービス水準の観点から、合併後に長岡市の制度に統一するものであります。ただし、合併年度は現行どおりとするものであります。

137の遠距離通学児童生徒の通学費助成であります。これは小中学校の統廃合に伴いまして、遠距離通学となった児童生徒に対して通学費の補助等をする事業であります。これも各市町村で制度の内容に差異があり、それぞれに事情や経緯がありますために、単純に統一することは困難であります。したがって、当分の間は現行どおりといたしまして、時間をかけて調整するというものであります。ただし、合併年度とそれに続く5か年程度は現行どおりとするものであります。

次に、147ページをお願いいたします。147ページは、学校運営支援、生徒指導の充実、高校・高等教育の充実、教育環境の整備についての事業をまとめたものでございます。この中で、148の教育補助員配置事業につきましては、児童生徒の学習指導の補助ですとか生徒指導の補助などのために学校に補助員を配置する事業であります。長岡市、越路町、三島町、小国町で実施しているものであります。これにつきましては、合併後に長岡市の制度に統一することとしまして、合併年度は現行どおりとするものであります。

150の適応指導教室（訪問相談）運営につきましては、これは不登校児童生徒の学校復帰を支援するた

めに設置されます適応指導教室の運営や、不登校で家に引きこもりぎみな児童生徒の支援を目的として行う家庭への訪問相談の運営事業であります。これは長岡市と越路町で実施しているものであります。これにつきましても、合併後に長岡市の制度に統一いたしまして、合併年度、その翌年度は現行どおりとしたいというものであります。

次に、166の教育用コンピュータの整備であります。これは合併後に長岡市の制度に統一するものであります。国のコンピュータの整備方針といたしましては、平成17年度末までに全小中学校のコンピュータ教室に1人1台を整備するほか、各普通教室に2台と特別教室分として6台の整備を目標にしております。各市町村に多少の整備状況の差はありますが、このような分野はできる限り教育環境を均一にする必要があると考えておまして、一つ前の165の学習情報化推進での校内LANの整備とあわせまして、計画的に進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

それでは、今学校教育分科会の説明がございましたが、これにつきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

なかなか数が多くて大変なんです、たしかこれ全体で事業が600事業あるうち、前回と今回で200までいかないぐらいです。残りがまだ400を超えるぐらいの事業が、また次回以降かかってまいりますので、そういう実情を考慮していただきまして、次回以降も事前に配付いたしますので、よくごらんになっていただくということでご了承いただきたいと思っております。

特にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

部分的に見れば、サービスが低下する部分もあるかと思いますが、トータルとしては低下しないように事務方でもって配慮していただいているというふうに思います。

それでは、特にご異論がなければ、議案第29号につきましては決定ということにしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

異議はないようでございますので、議案第29号の各種事務事業の取扱いについて（その2）につきましては、議案のとおり決定いたします。

以上で本日の協議事項はすべて終わりましたが、事務局から何か連絡ございますか。

事務局（高橋）

まず、本協議会終了後の予定でございますが、この後記者会見を行います。会場はこの隣の末広の間になります。始まりの時間ですが、6市町村長さんとそれぞれの議長さんがそろって準備ができ次第始めますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日小国町の議長さんが欠席をされておりますので、小国町の議会代表といたしまして、野田議員からご出席をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、次回の協議会でございますが、ゴールデンウィーク明けの5月7日金曜日でございます。午後4時から予定しております。会場は、本日と同じく長岡グランドホテルと考えております。

なお、開催案内、会議資料につきましては、開催1週間前をめぐりご送付したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の会議日程はすべて終了いたしました。

会議運営に大変ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。感謝を申し上げまして、本日の会議の閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

（散会 午後4時35分）